「改定茨城県感染症予防計画(案)」及び 「第8次茨城県保健医療計画(新興感染症 発生・まん延時の医療)(案)」のパブ リックコメント等の実施結果について

予防計画案に対するパブリックコメントでの意見及び対応案について

パブリックコメントの概要

募集期間:令和6年2月5日(月)~2月26日(月)までの22日間

提出方法:郵送、FAX、電子メール、電子申請・届出サービスのいずれかで提出

閲覧場所:県感染症対策課、県行政情報センター、各県民センター県民福祉課、県立図書館、県内各保健所、

水戸市役所情報公開センター、水戸市の各出張所及び市民センター

※県ホームページにおいても掲載

意見及び対応 (案)

意見数(提出者数):2件(1名)

No	提出者	ご意見	対応(案)
1	40代 男性	第1 感染症の発生の予防のための施策の推進についての基本的な考え方 2 諸計画との整合 健康危機対処計画(感染症編)、結核予防計画 などの関連した計画の上下関係をわかるようにした方が。	・該当箇所内に、以下追記いたしました。 ○本計画は(中略)茨城県保健医療計画と整合を図るとともに、本計画の基本的な考え方に即しながら、(中略)茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画、(中略)健康危機対処計画(感染症編)、結核予防計画などの県の感染症の予防のための施策に関する計画など、関係する諸計画と整合を図る。
2	40代 男性	第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項3 その他の方策 外国人だとパンフレットだけで通用することは無理だと思うが、保健所、市町村保健センターにもICT対応をしておかなければならないと思う。情報システム関連や産業技術などに協力させるべきあると考える。	・該当箇所内に、以下追記いたしました。 ○また、ICTの活用や、保健所等の窓口に感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備える <u>など</u> 、住民の多様化を意識した情報提供に努める。

医療計画案に対する関係団体からの意見及び対応案について

関係団体への意見照会概要

照会期間:令和6年1月31日(水)~2月26日(月)までの27日間

照会先:県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、各市町村、各事務組合(消防本部)、

県保険者協議会

意見及び対応(案)

No 団体名 ご意見 対応(案)

く医療計画案>

・「各論第3章第2節、1 結核等の感染症対策、【対策】、(3)感染症指定医療機関との連携」内に、以下下線部を追記いたしました。

(3) 感染症指定医療機関との連携

県内13の感染症指定医療機関において、感染症発生時の患者受入れ、 医療提供がより円滑に行われるよう、保健所において患者移送・受入訓練を行うなど、連携強化を図ります。<u>また、新興感染症発生・まん延時には、結核病床を有する感染症指定医療機関において、必要な結核病床</u> 数の保持に努めます。

各論第1章第2節 8 新興感染症発生・まん延時における 医療

(原案153ページ〜)

常陸太田・ひ たちなか保健 医療福祉協議 会

新興感染症発生・まん延時であっても、結核患者は一定数 発生しており、入院期間も比較的長期なため、結核病床は 新興感染症病床と分けて確保する必要があるため、結核病 床の保持の記載を要望したい。

<予防計画案>

- ・「第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項」内に、 以下下線部を追記いたしました。
- 5 その他の医療の提供体制
- (4) 結核患者に対する医療
- 結核患者については、結核病床を有する感染症指定医療機関において、必要な結核病床数の保持に努めながら、医療体制を確保する。